

平成31年度当初予算が成立、効率的・効果的執行を

3月27日に平成31年度当初予算が成立しました。先に成立した平成30年度二次補正予算と合わせ、効率的・効果的な執行が不可欠です。特に、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策や強い農林水産業づくり等に向けた予算が盛り込まれていますので、早期の執行が求められています。今後、法案審議が本格化しますが、各種法案の早期の成立に向け努力して参ります。



第198回国会開会にあたり正面玄関前で



自民党の法案審査の部会で発言

防災・減災、国土強靱化の推進に向けて

今国会では、相次ぐ台風や豪雨、地震災害等により農業用ため池が被災するケースが多発していることを踏まえ、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律案」が提出されています。ため池は、江戸時代以前に築造されたものが多く、所有等の権利関係が不明確かつ複雑化しており、日常の維持管理が適正に行われないおそれが指摘されています。このため、本法案では、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備するため、届出の義務付け、データベースの整備、公表、適正管理の努力義務等を規定するとともに、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定し、防災工事の実施、保全管理体制を整備することとしています。

全国に約20万あると言われているため池の整備は喫緊の課題です。ため池の適正利用と防災・減災に向け、法案の早期成立はもとより効果的な対策を早期に実施できるよう努力して参ります。



岡山県下のため池堤体の被災状況を調査

現場の実態や声を大事にしながら取り組みます

今後あらゆる機会をとらえ、全国各地の現場の声を背景に、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創るため、あくまでも現場主義、地域主義を基本として、国政の中で積極的に活動して参ります。

参議院議員 進藤かねひこ



毎日元気に活動しています。

各種の会議等で皆様の声を各界に届けています。



参議院政策審議会で土地改良について説明



自民党本部前で広島復興フェアに参加

平成31年度 林土連 定時総会 林野庁長官感謝状授与式



林土連総会で挨拶

参議院日中交流議員団の一員として日中議員会議に出席し、栗戦書全人代委員長と会見



農山漁村を守る狩猟の集いに参加

各地で皆さんと意見交換

現場の声を聴くために各地にお邪魔しています。



福島県会津坂下町で意見交換



山梨県笛吹市で意見交換



富山県福光の後援会設立総会で講演



岐阜県郡上市の皆さんと意見交換



石川県羽咋市でふるさと対話集会



JA秋田青年部の皆さんと意見交換

「宮崎まさお」さんも活動を加速

2月10日の第86回自由民主党大会において、宮崎まさおさんに安倍晋三総裁から参議院議員選挙の公認証が交付されました。宮崎さんも夏に向け政治活動を加速していますので、皆様方のご支援をよろしく願います。



安倍総裁より公認証の交付



夏の闘いに向け、私と堅い握手

皆様からたくさんの質問や激励をいただいています。
代表的なキャッチボールをご紹介します。



都市部の土地改良区で市街化区域内農地の受益地が多いため、土地改良事業で水路改修ができず老朽化が深刻です。受益地の農地は小規模でもハウス栽培などにより熱心な農業が営まれています。水路改修を進めるいい方策はないでしょうか。(近畿)



都市農業は、地元産の新鮮な農産物を提供する機能のみならず、都市住民が身近に農業を親しむ場所や災害時の避難場所の提供など多様な機能の発揮という観点からも重要性が高まっています。このため、平成31年度予算において、「農業水路等長寿命化・防災減災事業」を拡充し、農振農用地でなくても生産緑地や地方公共団体との契約等により適正な保全が図られている農用地を対象に農業水利施設の補修・更新に対する支援が可能となりました。



昨年は地震・豪雨・台風による災害が多発しました。山地災害に対応した治山・森林整備に対する平成31年度予算はどのようになっていますか。(中四国)



山地における防災・減災対策は、喫緊の対応が必要なため平成30年度補正予算と平成31年度当初予算において、治山事業と森林整備事業に重点化しています。特に、山地防災力を強化するため、荒廃山地の復旧・予防対策とともに流木対策強化等を図る治山事業を重点的に推進することとしています。今後とも森林・林業については、国土強靱化や林業成長産業化のため、必要な予算を確保することが重要です。



今回の漁業法改正で漁業権の優先順位の廃止は、企業参入を優先するためなのですか。(東海)



改正漁業法においては、企業参入優先の漁業権とはなっていません。優先順位については、その廃止によりこれまで漁業権に基づき漁業を行っていた人の免許を取り上げるものでなく、現に頑張っている漁業者の皆さんが安心して漁場を利用できる仕組みとなっており、漁業権制度の基本的枠組みは維持されます。具体的には、地元漁業者が地元の水面を共同で利用する共同漁業権(刺し網、アワビの採取等)は、現行と同様に漁協・漁連のみに付与することとされています(企業には免許されません)。また、養殖・定置に係る漁業権は、既存の漁業権者(漁協等)が水域を適切かつ有効に活用している場合には、その者に優先して免許することとされています。

皆様のご意見や感想をお聞かせください。お待ちしております。

討議資料

参議院議員 進藤金日子事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館719号室

電話：03-6550-0719 FAX：03-6551-0719

毎日の活動については、進藤金日子オフィシャルサイトをご覧ください。

<https://www.shindo-kanehiko.com>